



薬用酒の効用や作り方などの説明も行われた「薬コーナー」

## 「自分の健康は自分で守ろう」

### 健康フェアに350人

阿知須町と山口保健所の主催の「健康フェア」が七月九日、農協本部前の広場で開かれました。

このフェアは県民健康づくり運動の一環として行われたもので、今年で二回目。「自分の健康は自分で守ろう」と約三百五十人が参加しました。

また、農協婦人部、かぼちゃ部会、在宅栄養士連絡協議会、母子保健推進連絡協議会、栄養改善推進協議会、環境衛生組合連合会が協力団体として参加、催しを盛り上げました。

会場には、手作りおもちゃを展示した「母と子のふれあいコーナー」や「健康相談コーナー」「薬コーナー」「食生活コーナー」など多くのコーナーが設けられましたが、医師による相談の受付や血圧測定、健康チェックがしてもらえる「健康相談コーナー」や自転車に似た機械（エルゴメータ）に乗って自分の健康度や体力度がわかる「体験コーナー」は特に人気がありました。参加した人は「日ごろから自分や家族の健康が気になっていました。気軽に参加しやすい会場なので、いろいろなコーナーを回ってみました」と大喜びでした。

なお、隣接した会場で行われた子宮がん検診、献血にも多くの人が参加しました。

住宅取得  
促進税制

# 取得控除の期間が五年に 住宅ローン利用者に所得税の「減税」

住宅を新築したり購入するには、かなりの資金が必要です。さらに不動産取得税、固定資産税などの税金も頭痛の種。こうした住宅取得者の負担を少しでも軽くしようと、昭和六十一年度につくられたのが住宅取得促進税制です。

これは最高二十万円の税額控除を受けられるもので、それまでは民間の金融機関（銀行、信用金庫など）の住宅ローンに限っていたものが、公的金融機関（住宅金融公庫、年金融資など）でも受けられるようになりました。（ただし、六十年十月一日以降にマイホームを建てたり、新築後十年以内の住宅を購入した人に限る。増築改築等は適用除外）

さらに、六十二年年度の改正によって税額控除の期間が三年から五年に延長されました。この制度は、今年の一月一日以降にマイホームを建てたり、購入した人に適用されます。

主な内容を紹介します。千五百万円の住宅新築の場合、銀行や公庫などの住宅ローンなどを利用して住宅を新築した場合、ローンの残額（元金のみ）をもとに左記の方式で計算した額（限度額年間二十万円）を五年間、所得税額から控除しようというものです。

### 千五百万円の住宅新築の場合

銀行や公庫などの住宅ローンなどを利用して住宅を新築した場合、ローンの残額（元金のみ）をもとに左記の方式で計算した額（限度額年間二十万円）を五年間、所得税額から控除しようというものです。

そのすると、左記の計算例のように所得税額からの控除額は一年目が七万五千円、二年目からローンの残高が減る分だけ年々控除額も少なくなりますが、五年間では二十六万二千五百円になります。いままでの三年間の控除期間ですと、十八万四千五百円です。今年からは七万八千円の「減税」になるわけです。

ローンの負担が重くのしかかる家計にとって大変有利な制度になったといえるでしょう。ただし、今回の税制改正の

適用を受けるためには、次のような条件を満たすことが必要です。

#### ＜入居年月日＞

五年間の控除が受けられるのは、取得した住宅に昭和六十二年一月一日以降に入居した場合に限られます。入居がそれ以前だと、控除期間は延長されず従来通り三年です。

#### ＜年収＞

年間の所得が千円以下の人が対象となります。

#### ＜住宅面積＞

住宅面積は四十平方メートル以上、二百平方メートル以下の住宅のみ適用されます。

くわしいことは町税務課か山口税務署（☎山口②一三四〇）まで、お問い合わせください。

### 住宅取得促進税制の控除額の計算方法

$$\left( \frac{\text{公的ローンの年末残高}}{2} + \text{民間ローンの年末残高} \right) \times 1\% = \text{住宅取得促進税制の控除額 (百円未満切り捨て)}$$

(ただし、20万円が限度)

### 控除額の計算例

年目	計算式	控除額 (円)
1年目	$(4,700,000 \times \frac{1}{2} + 4,700,000) \times 1\%$	70,500
2年目	$(4,100,000 \times \frac{1}{2} + 4,100,000) \times 1\%$	61,500
3年目	$(3,500,000 \times \frac{1}{2} + 3,500,000) \times 1\%$	52,500
4年目	$(2,900,000 \times \frac{1}{2} + 2,900,000) \times 1\%$	43,500
5年目	$(2,300,000 \times \frac{1}{2} + 2,300,000) \times 1\%$	34,500
合計		262,500

### 県からのお知らせ

#### 「目で見る県政教室」

県では「目で見る県政教室」の参加者を募集しています。

- ▽実施日 十月二日（金）
- ▽案内する施設 萩柑きつ試験場、海外栽培漁業センター
- ▽資格・募集人員 阿知須町、宇部市、小野田市に住んでいる十八歳以上の人で合計四十人
- ▽案内の方法 貸切バス利用
- ▽費用 千円（昼食代を含む）
- ▽申し込み方法 ハガキに住所、氏名、年齢、職業、電話番号を書いて、九月十八日（金）までに山口県庁広報課「目で見る県政教室」係（〒七五三、山口市滝町一―一、☎山口②三二一一）へ。
- ▽その他 参加者の決定については、県から本人へ連絡があります。

#### 絵画

▽画題 「私のすきなすまい」

- 県下にある住宅や街なみ・建築中の住宅・未来の住宅をテーマにしたもの（想像画）
- ▽対象 小学生および中学生
- ▽用紙 四ツ切り画用紙
- ▽画材 クレヨン、クレパス、水彩絵の具
- ▽その他 作品裏面に学校名、所在地、学年、氏名、性別を記入
- ▽作品送付先、各学校でとりまとして山口県庁住宅課へ。

#### お聞きします

「悩みごと、心配ごと」  
シルバークラウドセンターが開設

国際居住年の写真と絵を募集

県では「国際居住年写真コンクール」「国際居住年絵画コンクール」の作品を募集しています。

#### 写真

▽テーマ すまいとくらしー  
木・お年寄り・街なみ  
▽対象 県内在住の方（プロは除く）  
▽応募 応募点数は自由で、四ツ切りまたは、六ツ切り、

お年寄りのいろいろな悩みごとや心配ごとなどの相談を受けて、職員や専門の相談員がお答えするための、山口県シルバークラウドセンターが開設されました。

▽場所 山口市後河原一五〇一―（旧教育庁庁舎）☎山口②二二二一

▽相談時間 月曜日から金曜日、午前八時半から午後五時土曜日、正午まで

なお、電話での相談も受け付けています。

# 各課からのお知らせ

役 場 4111  
教育委員会 2022

## 住民課

有線 2132(福祉)  
2135(戸籍)

郵便局のそばへ  
臨時の出張所 8月11日  
8月12日

### 福祉年金証書の書き替え

町住民課では老齢福祉年金証書の書き替えに当って、年金受給者の便宜をはかるため、今年も八月十一、十二日の両日、阿知須郵便局のそばに臨時出張所を設けます。  
老齢福祉年金を受けられたあと年金証書をここへ差し出されればわざわざ役場まで出かける必要はありません。

今回(四〜七月)の年金支給は八月十一日からです。  
十一、十二日に受けられない人は後日、年金を受けられたらすぐ住民課へ年金証書をご提出ください。提出されないと次回から受けられなくなります。ただし、障害福祉年金から障害基礎年金へ変わった人は提出されなくてもよろしいです。  
なお、恩給や他の年金を受けていて、その届け出をしておられない人は住民課福祉係へ必ず届けてください。恩給や年金が一定額以上あると、すでに受けた福祉年金を返さなければならぬこともあります。  
お問い合わせは住民課福祉係へ。

## 産業課

有線 2123

### 農業者のための相談所

県農地経済課では「農地および農業者年金相談」を次のとおり開きます。  
▽日時 八月六日(木) 午前10時〜午後三時  
▽場所 小野田市役所三階、小会議室  
▽相談員 農地経済課、農業会議職員  
▽相談内容  
一、農地を売りたい、買いたいまたは貸したい、借りたい場合

## 教育委員会

有線 2022

### 幼児をもつ親の学習会

8月4日 町公民館で  
県教育委員会と町教育委員会では「幼児をもつ親の学習会」を開きます。  
▽日時 八月四日(火) 午前10時〜午後三時半  
▽場所 町公民館  
▽対象 幼児の親  
▽内容 教育、心理、保育、医学、栄養、保健衛生  
▽申し込み 申込書を教育委員会へ提出してください。電話でも結講です。  
▽その他 参加料は無料ですが、昼食は各自で用意してください。

## 総務課

有線 2113

### みんなのために思いやり 夏の交通安全健民運動

7月22日〜31日

「思いやり みんなのための交通安全」をスローガンに夏の交通安全健民運動が展開

されます。期間は七月二十二日から三十一日までの十日間。夏はレジャー等による交通量の増加、猛暑による注意力の減退および夏休みによる解放感などから、例年交通事故が多発します。暴走族もめだつときです。自らの安全を心掛けるとともに無謀な運転者への監視の目を光らせましょう。

今回の運動の重点目標は次の四つです。  
一、無謀運転(飲酒運転・速度違反・過労運転)、暴走族の追放  
二、交差点における正しい交通ルール・マナーの実践  
三、歩行者、自転車利用者、特に子どもとお年寄りの交通事故防止  
四、正しい方法によるシートベルト・ヘルメットの着用の徹底

# 国保だよ

## 退職者医療制度をご存じですか

退職者医療制度とは、会社などを定年退職した人たちの場合、国民健康保険に加入してはいますが、この人たちのうちで一定の要件に該当する人には、「退職者医療制度」により、保険給付を行おうとするものです。あらましを記してみましよう。

## この制度に加入できる人

この制度の対象となる人は、次の要件をすべて満たす人(被保険者)とその家族(扶養家族)です。  
①国民健康保険に加入している人。  
②老人保健法の適用を受けて



窓口での支払いはどうなるか  
被保険者や被扶養者が、医者にかかって治療を受けたときは、かかった費用の一部を一部負担金として医療機関などの窓口を支払うこととなります。その一部負担金の割合は次のとおりです。  
被保険者……医療費の二割  
扶養家族……入院の場合二割  
通院の場合三割を負担

いない人。  
③厚生年金や共済年金などの被用者年金制度の老齢(退職)年金を受給できる人(被用者年金の期間が二十年以上か、四十歳以上で十年以上の通算老齢(退職)年金を受給できる人のいずれか。  
保険税は国民健康保険会計に納めることとなります。  
七十歳(寝たきりの人は六十五歳)に達すると老人保健に移ります。  
退職者医療制度という被保険者の扶養家族とは、本人の父母、配偶者(内縁を含む)および子、孫、弟、妹など三親等内の親族であり、主として本人の収入によって生計を維持している人を言います。  
くわしくは町保健衛生課(☎二二二二)へおたずねください。

# おし らせ



## 成人式は8月15日

通知が届かない人は

連絡を

本町の成人式は八月十五日(土)町公民館で行われます。該当者には案内状を配布しますが、「通知がない」「今年は成人式ははずだが」とか、学生で「住民票は町外にあるが阿知須の成人式に参加したい」人は、八月六日(土)午

前中までに町教育委員会へご連絡ください。

式典のあと「新成人に贈る言葉」と題して山口大学講師・ルドルフ・プロット氏の記念講演があります。

成人該当者は昭和四十二年四月一日から四十三年四月一日までに生まれた人で七月十五日現在九十六人。十年前の五十二年の百十一人と比べて八六%に相当します。

## 警察からのお知らせ

### 行方不明者を捜す

### 相談所が開かれます

警察では行方不明者を捜す相談所を次のとおり開きます。  
▽期間 八月一日(土)～三十一日(月)  
▽場所 小郡警察署(小郡二二二一、内線二三六、三二二)  
▽その他 秘密は守られます。また、手掛りとなる写真や手紙があれば相談日に持って来

### 警察官を募集中

山口県警察では、警察官を次のとおり募集しています。  
▽採用予定人員(受験資格) 警察官A:二十人(昭和三十五年四月二日から四十一年四月一日までに生まれた男子で、大学卒または来年三月までに卒業見込みの者)  
警察官B:二十人(三十五年四月二日から四十五年四月一日までに生まれた男子で、警察官A以外の者)  
▽その他 警視庁、神奈川県、

## 国保被保険者証 8月末で期限切れ

いま、みなさんが持つておられる国民健康保険被保険者証は八月三十一日限りで使えなくなりま

二年間の有効期限がきたため、九月からは新しい保険証に切り替わります。

町保健衛生課では近く、区長さんを通じて「国民健康保険被保険者証」ふじ色」または「国民健康保険退職被保険者証」桃色」を回収し、新しい保険証をお渡しすることにしています。

もし、病院などに預けておられる人(学)の印のある保険証を遠くの学生に送っておられる人は手元に取り寄せておられますようお願いいたします。

## 国民健康保険税 必ず納めましょう

特別な事情がないのに、国民健康保険の滞納をしている世帯には、新しい保険証をお渡しできないことがあります。

この場合には、かわりに「被保険者資格証明書」が渡され、診療はこの証明書によって受けることとなります。診療費は一時全額を支払い、あとで申請をして、国保から七割相当額の払い戻しを受けることとなります。

この措置は滞納している国民健康保険税を完納されたとき、または、その額が著しく減少するまで続きます。

国保税は重要な財源です。納めていただかないと国保の日(水)午前九時～午後四時、ただし土曜日は正午まで

▽場所 県看護研修会館(防府市上石田)  
▽内容 最近の看護に関する知識、看護学、技術演習など  
▽受講料 無料  
▽宿泊 希望者は同研修会館に宿泊できます

▽申し込み方法 八月二十二日(土)までにハガキか電話で県医療環境課看護係(〒七五三、山口市滝町一、山口二二二一内線二六一五)へ連絡を。

制度が維持できません。必ず期日までに納めましょう。

資格申請は8月10日まで  
県への物品納入業者など

県が発注する物品の製造の請負い、物品の買入れ・売り払いの契約の指名競争入札に参加しようとする者は、県に登録された者でないできません。

そのためにはまず、資格審査を受けることとなります。この申請期限は八月十日です。詳細は県庁用度課(〒七五三、山口市滝町一)まで。

## 毎月勤労統計 にご協力ください

七月三十一日現在で、常用労働者が一人から二十九人ま

での事業所を対象とした「毎月勤労統計」の特別調査が行われます。

八月中に調査員が、対象の事業所へお伺いしますので、よろしくご協力ください。

なお、調査した内容は、統計を作る資料ですから、ご協力いただいたみなさんにご迷惑をおかけすることは絶対ありません。

## ◆催しもの◆

8月4日 幼児をもつ親の学習会(公、前十時)胃がん検診6日まで(後、前八時)

11日 健康相談(役、前九時半)育児相談(役、後一時半)

## さわやかな道路は あなたのマナーから

道路上に看板、商品、自転車などを放置しないようにしましょう

みんなが使うみんなの道路 みんなで大切にしましょう

―八月は道路を守る月間―

